

2・4 外来生物の越境移動防止対策

2・4・1 バラスト水排出規制

1. バラスト水管理条約関連

2004年2月に国際海事機関(IMO)で採択されたバラスト水管理条約は、船舶から排出されるバラスト水中に含まれるプランクトンやバクテリアなどの生存数を制限する排出基準(D2基準)が規定されており、当該基準を満足するためにはバラスト水管理装置(BWMS)の搭載が必要となる。2016年9月8日にフィンランドが条約を批准したことにより、批准国が52か国、合計船腹量が世界船腹量の35.14%となり条約の発効要件を充足、採択から13年を経て、2017年9月8日に条約が発効した。

その後、2017年7月のMEPC71において、BWMS搭載期限見直しに関する条約改正、バラスト排出基準超過時の緊急対応、バラスト水交換の実施免除、条約導入期の経験蓄積期間(Experience Building Phase:EBP)、G8ガイドライン「バラスト水処理装置の承認のためのコード(Code for approval of Ballast Water Management systems : BWMS Code)」が承認された。

2. MEPC74 および PPR7 審議結果

(1) バラスト水処理装置の性能確認

2017年に開催されたIMO第30回総会(Assembly 30)にて、条約検査の検査項目を明記したHSSC検査ガイドラインにBWM条約暫定検査ガイドライン(BWM.2/Circ.7)を取り入れる改正が採択された(A.1120(30))。この改正により、バラスト水管理条約の初回検査において、バラスト水処理装置(BWMS)の性能確認のためにバラスト水のサンプリング分析を含めた搭載時の試験を行うことが規定された。この規定についてMEPC72で根拠となる条約要件が存在せず、サンプリング分析の試験手順が確立されていない旨の指摘があり、MEPC73において、サンプリング分析の手順(簡易分析手法を用いること、検査を行う造船所等の周辺水域の水を使用することなど)をまとめたBWM.2サーキュラーの発行が合意された。

2019年5月のMEPC74では、バラスト水処理装置の搭載時に試運転およびバラスト水の分析を行うことを義務付けるためのバラスト水管理条約の改正案が承認され、2020年2月のPPR7において、以下のガイダンス改正案を最終化した。

- ・BWMS 試運転時の確認検査(コミッショニングテスト)にするガイダンス改正案(BWM.2/Circ.70)
- ・簡易分析手法に関するガイダンス改正案(BWM.2/Circ.42/Rev.1)
- ・型式承認における詳細分析手法に関するガイダンス改正案(BWM.2/Circ.61)

3. バラスト水処理装置の承認

MEPC68以降、最現行G8ガイドラインに従って主管庁による型式承認を取得し、実際に船舶に搭載可能な装置の数は、活性物質を用いない装置も含め109件となった。

2・4・2 船体付着物の移動対策

1. 船体付着物の移動

2011 年 7 月の IMO MEPC62 において、船体付着物の越境移動を抑制するための「船体付着生物管理ガイドライン」(非強制)が採択された。2018 年 2 月の IMO PPR5 において、同ガイドラインのレビューを 2018 年から 2019 年の 2 年間で行うことが合意され、各国によるレビューが行われた。

2020 年 2 月の PPR7 において、2020～2021 年の 2 年間、PPR 小委員会によるレビューの実施が合意された。

2・4・3 アジア型マイマイガ規制

1. アジア型マイマイガ規制

アジア型マイマイガ (AGM: Asian Gypsy Moth) の侵入防止規制に関しては、米国、カナダ、チリ、ニュージーランドおよび豪州が、日本を含む AGM 発生地域 (韓国、中国、ロシア) に一定期間 (ハイリスク期間) の間に寄港した船舶に対し船舶検査、不在証明制度等の検疫措置を実施している。

2. AGM 不在証明制度

AGM 不在証明書は、AGM 規制国に公認された検査機関が船舶検査を実施し発給される。

AGM 規制国は、AGM 飛翔期間中に船舶が最後に寄港した AGM 発生地域の港又は AGM 規制国に入港する前までに寄港したいずれかの港において、AGM 不在証明書を取得することを要求している。

AGM 規制国に公認された日本の検査機関検査機関 (【資料 2-4-3-2-1】参照) による AGM 不在証明書をあらかじめ取得している船舶については、沖合検査を受けずに入港することが認められ、着岸後に検査が実施される。

なお、AGM 不在証明書は、AGM 発生地域の最終港出港前に取得すればよく、必ずしもハイリスク港において取得する必要はないが、同証明書取得後にハイリスク期間中のハイリスク港に入港した場合は、再度証明書を取得しなければ沖合検査の対象となる。また、前年度のハイリスク期間中にハイリスク港に寄港した場合も同様の対応が求められる。

【資料2-4-3-2-1】AGM不在証明を発給する主な検査機関(2017年11月現在、23検査機関)

(一社)全日検
(一社)日本貨物検数協会
株式会社日本輸出自動車検査センター
(一財)日本穀物検定協会
(一社)日本海事検定協会
(一財)新日本検定協会 など

3. 各国の対応

(1) 米国およびカナダ

2007 年 6 月 1 日より導入された AGM 検疫規制では、対象地域の港を出港し、米国またはカナダに入港する船舶のうち、次の①、②の両方に該当する船舶については、入港前に当局へ公認された検査機関が発給する AGM 不在証明書の提示を要求している。

- ① 米国またはカナダにおけるハイリスク期間中（AGMの卵が孵化可能な時期）に入港する船舶（【資料2-4-3-3-1】参照）
- ② 当年および前年において、規制対象地域の港に、AGM飛翔期間中（AGM雌成虫の産卵可能時期）に入港した実績のある船舶（【資料2-4-3-3-2】参照）

AGM不在証明書を提示しない場合、以下のような対応となる。

米 国： AGM船舶検査を実施（AGMが発見された場合、沖合で除去を命じられることがある）。

カナダ： 次の場合を除き入港拒否の対象となりうる。

- ・沖合でAGM船舶検査を受け、かつカナダ検査官がAGM侵入リスクが低減したと認めた場合（また、カナダはAGM不在証明書を提示しないことが二度目となる船舶について入港拒否の対象となりうる）。
- ・検査でAGMが発見された場合、沖合で除去を命じられることがある。

【資料 2-4-3-3-1】 米国、カナダにおけるハイリスク期間

	地域	ハイリスク期間
<米国>	アラスカ州	4月1日～8月31日
	五大湖、オレゴン州、ワシントン州	3月1日～9月30日
	バージニア州ノーフォーク以北	3月1日～10月31日
	バージニア州ノーフォークの南からフロリダ州 ジャクソンビル	3月1日～11月30日
	フロリダ州ジャクソンビル南およびメキシコ湾 沿岸 カリフォルニア州 アラバマ州 ルイジアナ州 ミシシッピ州 テキサス州	周年
	ハワイ プエルトリコ グアム	なし (AGM が定着しない)
	地域	ハイリスク期間
<カナダ>	カナダ西海岸	3月1日～9月15日
	カナダ東海岸	3月15日～9月15日

【資料2-4-3-3-2】 わが国のハイリスク期間

県	AGM飛翔期間
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県	7月1日～9月30日
秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県	6月25日～9月15日
福井県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、 静岡県、愛知県、三重県	6月20日～8月20日
和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、 島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県 徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、 佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	6月1日～8月10日
沖縄県	5月25日～6月30日

(2)チリ

2014年2月21日からAGM規制を導入しており、AGM不在証明書については、チリ入港日からさかのぼって24ヶ月の間にAGM飛翔期間中のAGM規制対象地域の港に寄港した船舶が対象となっている。

AGM不在証明書を提示しない船舶に対しては以下の対応となる。

- ・沖合でAGM船舶検査を実施。

- ・上記以外でもAGMの付着がないことを確認するためAGM船舶検査を実施する場合があります。
 - ・検査でAGMが発見された場合、沖合で除去を命じられることがある。
- AGM飛翔期間は米国・カナダと同一である(【資料2-4-3-3-2】参照)。

(3) ニュージーランド

2007年に設けられたAGM検査が2012年より強化され、2014年から米国・カナダ基準に規制内容を合わせた。2015年から日本の不在証明機関が発給する証明書が正式に認められる事となった。

AGM不在証明書の要求:

- ・ニュージーランド到着からさかのぼって12ヶ月の間にAGM規制対象地域の港へAGM飛翔期間中に寄港した船舶。
- ・AGM不在証明書は、ニュージーランド第1次産業省(MPI)に認定された検査機関により発行され、船舶検査は船舶の出港と同じ日の明るい時間帯に実施されなければならない。

AGM船舶検査等:

- ・船舶が提示したAGM不在証明書をニュージーランドが有効であるとした場合は、一般検査が実施される。
- ・船舶が提示したAGM不在証明書をニュージーランドが有効でないとした場合は、航海中の自主点検等についてリスク評価し、許容できるレベルであれば、一般検査が実施される。
- ・許容できるレベルでない場合やAGM不在証明書を取得していない場合には、一般検査よりも綿密な検査や沖合での綿密な検査が実施される。

AGM飛翔期間は米国・カナダと同一である(【資料2-4-3-3-2】参照)。

(4) 豪州

2011年より、試験的にAGM検査が導入されている。日本における規制地域とハイリスク期間等の実施基準は米国・カナダと同じ。

2・4・4 クサギカメムシ規制

1. ニュージーランドにおける規制

ニュージーランドでは米国やイタリアなどから輸出される車両や機械類を対象として、クサギカメムシ(BMSB)侵入防止対策を行ってきたが、第一次産業省 MPI (Ministry for Primary Industries) が 2018 年 9 月 1 日付で車両や機械類の輸入者に対する新輸入衛生基準 IHS (Import Health standard) を導入した。IHS で要求される措置の概要は以下の通り。

- 対象国から輸出される新品の車両・機械類
輸送経路の申請または、9 月 1 日から 4 月 30 日までの期間の輸出前処理(熱処理またはくん蒸)
- 対象国から輸出される中古の車両・機械類
認可検査機関が輸出前に車両・機械類の清浄性を検査・証明することに加え、9 月 1

日から4月30日までの期間の輸出前処理(熱処理またはくん蒸)

なお、クサギカメムシのハイリスク期間は9月1日から4月30日とされており、2019年輸入検疫措置改正案によると、対象国は欧州を中心に日本も含めた33か国となっている。

2. 豪州における規制

オーストラリア農業・水産資源省は、クサギカメムシ(BMSB)の侵入を防ぐため、米国、日本、および欧州の一部の国から入港する船舶に対し、季節輸入対策を導入した。

2018年9月1日から2019年4月30日の間に、オーストラリア領海に到着する以下の貨物または船舶について、厳しい輸入対策が適用される。

- 特定のリスク国で製造された貨物、または特定のリスク国から出荷された貨物、および/または
- 特定のリスク国で停泊、積載・転積する船舶

また、船舶や貨物のリスクに応じて、対象となる船舶はオーストラリアの入港許可を得る前に、沖合で処置(熱処理やくん蒸処理)を実施することが求められる。

特に、RORO 船に対しては厳しい対策が求められており、RORO 船については2019-2020のBMSBリスクシーズンにVSPS(Vessel Seasonal Pest Scheme)が導入される予定である。VSPSにおいて適格と判断され、船にBMSBがないことが確認されたRORO 船だけが、強制検査から除外される(2019年3月末現在、VSPSにおけるContingency Planを取得した日本の運航会社はない)。

2・4・5 ヒアリ対策

特定外来生物であるヒアリについては、6月9日に国内で初確認されて以降、14都道府県で38の侵入事例が確認されており、2019年10月には東京港のコンテナヤードにおいて、地面に巣が形成され、女王アリ50個体以上が発見されるなど、わが国への定着が懸念されている。上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くが、中国を出港、または経由したコンテナに由来するものであることから、ヒアリ生息地(中国、台湾等)を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性を低減する対策が必要となる。

国内へのヒアリ侵入・定着を防止するためには、まずは水際において十分な防除対策を早急に講じる必要があり、以下の緊急対策等が実施されている。

- コンテナから貨物を取り出す際、コンテナ内にヒアリと疑われるものが存在していないか確認。
- 空コンテナ受取および積込時にコンテナ内部の確認(床材など)
- ヒアリと疑われるものが発見された場合、港湾管理者や都道府県環境部局、地方環境事務所等へ連絡する。

各港湾においてヒアリの確認調査が継続して実施されており、調査および殺虫餌の配備などが順次実施されている。